

# 「持続的観光マスタープランモデル事業（周辺地域計画誘導モデル）」に係る 業務委託仕様書

## 1 事業名

「持続的観光マスタープランモデル事業（周辺地域計画誘導モデル）」

## 2 事業期間

令和2年度から令和3年度（2年間）

ただし、令和3年度の委託業務については、前年度実績をもとに判断する。また、国の予算措置及び補助金の交付を前提としており、2年間の事業を保障するものではない。

令和2年度の履行期間は、契約締結の日から令和3年3月26日までとする。

## 3 目的

世界自然遺産推薦地「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」においては、令和2年度に国際自然保護連合（IUCN）からの評価報告を経て世界遺産委員会による登録審査が予定されている。

各地域においては、遺産登録を契機とした観光客の大幅な増加によるオーバーユースの懸念や、平成30年度の国際自然保護連合（IUCN）からの勧告を受けて、各地域の実情に沿った持続可能な観光管理を実施するため、令和元年度にそれぞれの地域における「持続的観光マスタープラン」が策定された。

本業務は、ユネスコの持続可能な観光原則を基に策定した各地域の「持続的観光マスタープラン」の方針に基づき、世界自然遺産推薦地における観光の過剰利用を抑制するための適切な観光管理の実施を推進することを主な目的とする。

## 4 業務の対象地域

沖縄島北部地域（国頭村、大宜味村、東村）及び西表島地域（竹富町、石垣市）

## 5 業務の内容

### (1) 沖縄島北部における持続的観光マスタープランモデル事業の推進

持続的観光マスタープランの方針に基づき、以下の推薦地周辺3村域におけるモデル地域を立ち上げ、具体的な取り組みを実施・支援する。

また、モデル事業の進捗管理を行うとともに、北部部会や関係機関と十分に連携を図り、必要に応じ、地元観光事業者、行政機関、先進事例地の関係者や有識者等に対して必要なヒアリングや任意の意見交換会等を実施すること。

#### 【大宜味村・東村】

- ① 令和元年度に作成された各地域の実施計画（案）を基に具体的な取組の実施・検証を行う。
- ② 「①」と平行して中長期的な受け入れ体制（若手の人材育成・地元観光協会の組織体制の強化等）の構築に向けた検討を行う。

#### 【国頭村】

国頭村においては、持続的観光マスタープランの方針に基づき以下の内容について

実施計画（案）を作成するとともに、実施計画（案）の実施に係る概算費用を算出すること（令和3年度分）。

また、作成にあたっては、必要に応じてヒアリングや意見交換会などを実施し、対象地域の観光団体の意見・提案を十分反映させながら企画・調査を行う。

#### 【国頭村実施計画（案）の作成条件】

- ① 実施計画（案）作成の対象期間：令和3年4月から令和4年3月まで
- ② 対象地域：国頭村
- ③ 実施計画（案）の項目：

「周辺管理地域を中心とした観光への計画誘導」

推薦地や緩衝地帯における自然体験フィールドの過剰利用を抑制し、周辺管理地域を中心とした利用を促進するための具体的な取組み

（上記に向けた地域の歴史や文化等の資源を活かした観光と受入体制の整備・遺産の入口施設や各村の観光拠点の連携強化や生物多様性の効果的な発信・人材育成・組織運営能力の強化等）

なお、モデル事業の推進にあたっては、中長期的な受け入れ体制の構築に向けて、地域が主体となって取り組む必要があることから、各村域における持続的観光の推進に取り組む地域団体等と十分に連携・協力して取り組むこと。

## (2) 西表島地域における持続的観光マスタープランモデル事業（持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画）の推進

持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画（令和元年度策定）に基づき、遺産登録に伴う観光客の増加が、地域の自然環境や住民生活に影響を及ぼすことなく、遺産登録の効果を地域づくりや地域資源の保全につなげられるよう、次のような検討・支援を実施する。検討・支援にあたり、必要に応じ、地元観光事業者、行政機関、先進事例地の関係者や有識者等に対して必要なヒアリングや任意の意見交換会等を実施すること。

- ① 観光客の受入容量指標の検討に資するデータ収集（入域観光客数及び水道供給量等）及び分析
- ② その他の指標候補の検討及びデータ収集及び分析
- ③ 定期船及び利用集中フィールドにおける混雑カレンダーの作成
- ④ 来訪者管理基本計画の進捗管理及び見直し

## 6 年度ごとの業務計画内容（令和2年度～令和3年度）

本業務「5 業務の内容」に示されている業務内容の年度ごとの業務計画の概要は以下のとおりとする。

### (1) 令和2年度

大宜味村、東村においては、令和元年度作成の実施計画（案）に基づきモデル事業の1年目として具体的な事業を推進する。

国頭村においては、令和3年度からモデル事業の取り組みを推進するための実施計画（案）を作成する。

西表島においては、令和元年度に作成した「持続可能な西表島のための来訪者管

理基本計画」において設定した観光客の受入容量指標に関連するデータを収集・整理するとともに、来訪時期の分散及び平準化に資する混雑カレンダーを作成する。

また、環境・住民生活への影響と効用を計る新たな指標設定等についてデータ収集と検討を行う。

## (2) 令和3年度

令和2年度に引き続き、大宜味村及東村において実施計画に基づくモデル事業（2か年目）を推進する。

国頭村においては、令和2年度に作成した実施計画（案）に基づき、モデル事業の1年目の取り組みを推進する。

西表島においては、「持続可能な西表島のための来訪者管理基本計画」の進捗管理を行うとともに、観光客受け入れ容量の指標について、関連するデータの収集・整理及び指標と基準値の検証・見直しを行う。また、モニタリング結果や取組の実施状況を踏まえて、来訪者管理計画の改訂を行う。上記の検討に当たって、持続的観光マスタープラン作業部会を開催し、会議運営の支援を行う。

## 7 業務遂行にあたって

- (1) 業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、企画提案書で提案した事項についても、実施していくこと。
- (2) 業務にあたっては、県と定期的に業務内容の調整及び進捗状況の打合せを実施すること。

## 8 再委託について

### (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括または分割して第三者に委任し、または請け負わせてはならない。

また、以下の業務については、その履行を第三者に委任し、又は請け負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認める場合は、これと異なる取り扱いをすることがある。

- i) 契約金額の50%を超える業務
- ii) 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等の統括的かつ根幹的な業務
- iii) 契約の相手方を選定した理由と不可分の関係にある業務

### (2) 再委託の範囲

本委託業務の履行にあたり、委託先が第三者に委任し、または請け負わせることのできる業務の範囲等は以下のとおりとする。

- i) 「持続的観光マスタープランモデル事業の推進」における各地域での事業の実施
- ii) 実施主体は推薦地域に根ざした観光協会等とする。

### (3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める簡易な業務を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りではない。

- i) 資料の収集・整理
- ii) 複写・印刷・製本
- iii) 原稿・データの入力及び集計

## 9 成果品

成果品として、以下のものを納品する。

- (1) A4版報告書 20部  
※ 長期の使用に耐えうるように通常の装丁を行うこと。
- (2) (1)の電子データを収納したCD-ROM等電子媒体 2部

## 10 著作権

成果品の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本委託業務に当たり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の責任と費用をもって処理する。

## 11 一般管理費の取扱について

本事業の委託契約における一般管理は、以下のとおり定めることとする。  
一般管理費（直接人件費＋直接経費（旅費、消耗品費等））の10%を上限

## 12 その他

- (1) 本契約履行にあたり、業務に関する県所有の資料については、その必要に応じ受託者に貸与又は閲覧可能である。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (3) その他業務実施にあたり、疑義が生じた場合は、県及び受託者で協議のうえ決定する。